優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

エレベーター

Elevators

〔階段室型共同住宅用エレベーター（昇降路建物一体）〕

〔Elevators for Direct Access Type Apartment housing(Elevator shaft building type)〕

BLS ELD:2005

２００５年　９月　９日公表
２００５年１２月　１日施行

財団法人 ベターリビング

目　　次

「優良住宅部品認定基準エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕」の概要

Ⅰ　認定の対象とするエレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕

Ⅱ　認定基準の特徴

Ⅲ　選択基準

優良住宅部品認定基準エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕

Ⅰ　品目

Ⅱ　基礎基準

１．認定の対象

２．用語の定義

３．構成

４．材料

５．施工範囲

６．寸法・取合い

７．性能

（１）機能性・快適性の確保

（２）機械的な抵抗力・安定性の確保

（３）使用における安全性並びに保安性の確保

（４）健康上の安全性の確保

（５）火災に対する安全性の確保

（６）耐久性の確保

（７）環境に対する負荷の低減

（８）維持管理、交換の容易性の確保

８．複数の性能を満たすための仕様規定

９．適切な施工の担保

10．適切な取り扱いの担保

11．確実な供給体制の確保

12．品質保証及び確実な維持管理サービスの提供

Ⅲ　選択基準

１．標準化選択基準

２．推奨選択基準

情報提供上の整理区分

「優良住宅部品認定基準エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕」の解説

Ⅰ　今回の改正内容

Ⅱ　要求事項の根拠

Ⅲ　その他

「優良住宅部品認定基準
(エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター
(昇降路建物一体)〕)」の概要

Ⅰ．認定の対象とするエレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕

５階建て以下の既存階段室型共同住宅（以下「既存共同住宅」とする）の階段室に設置される、独立した機械室を必要としない乗用ロープ式エレベーター及び当該エレベーターを設置する昇降路建物（接続通路を含む）の双方が一体となったものを対象としている。

Ⅱ．認定基準の特徴

「優良住宅部品認定基準(エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕)」は、建築基準法で求められる性能を基本とし、これに加えて、主に以下の性能を要求している。

（１）快適な乗心地を確保するため、定格積載の状態でエレベーターを運転し、振動検出器等により垂直、左右、前後に異常な振動が無いこと。

（２）エレベーター起動･停止時の加減速が滑らかになるように、積載荷重の0、100%、110%の荷重を載せた場合の起動及び停止時の加減速度は､0.1G以下であること。

（３）戸開時間、戸開放時間、戸閉時間は、それぞれ仕様表示値の±20％以内であること。

（４）エレベーター乗り場とエレベーターかごの段差を少なくするため、着床誤差は、積載荷重の0％、50％、100％の荷重を載せた場合で、荷重毎に３回運転し±20㎜以下以内であること。

（５）居住環境の悪化を防ぐため駆動装置からの騒音は、当該装置より1ｍ離れた位置において、100％の荷重で始動から停止までの最高値が70dB(Ａ)以下であること。

（６）出入口の床先とかごの床先との水平距離は、積載荷重の0％、50％、100％の荷重を載せた場合で、荷重毎に３回運転し、各着床階の水平距離が設計値で30㎜以内、施工誤差±2.5㎜以内であること。

（７）エレベーターの停止箇所数は、２箇所以上、５箇所以下とすること。ただし２方向出入り口がある場合は、６箇所以下とすること。

（８）狭いスペースに設置可能とするために、昇降路建物の平面上の奥行き寸法は、２人用及び３人用が2.0m以下、４人用が2.5m以下とすること。

（９）昇降路建物の外壁材料は、衝撃力20N･mに対して、使用上支障となる変形等を生じないこと。

(10) 適切なメンテナンスを行うために、メンテナンス計画書が整備されていること。また、当該計画書の中に「階段室型共同住宅用エレベーターメンテナンス」で行う具体的内容が明記されていること。

Ⅲ．選択基準

なし

優良住宅部品認定基準

エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕

Ⅰ　品目

エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕

Ⅱ基礎基準

１．認定の対象

５階建て以下の既存階段室型共同住宅（以下「既存共同住宅」とする）の階段室に設置される、独立した機械室を必要としない乗用ロープ式エレベーター及び当該エレベーターを設置する昇降路建物（接続通路を含む）の双方が一体となったもので、以下の各要件に適合するものとする。

２．用語の定義

［共通］

本基準で用いる用語の定義については、「優良住宅部品認定基準（総則）」によるほか、以下のとおりとする。

（１）階段室型共同住宅：共用廊下を有さず、共用の階段室から直接各住戸に出入りできる型式の共同住宅、又は共用の階段室と一体となった小規模な共用廊下を有し、当該部分から直接各住戸に出入りできる型式の共同住宅をいう。

（２）昇降路建物：エレベーターが昇降するたて穴及びその上下に設けた必要な空間を含む建築物をいう。

（３）接続通路：昇降路建物を既存共同住宅に接続し、通行するための通路をいう。

（４）自立型昇降路建物：階段室型共同住宅用エレベーターに作用する全ての荷重及び外力を昇降路建物によって支持するものをいう。

（５）一体型昇降路建物：構造的に既存共同住宅に依存する型式で、階段室型共同住宅用エレベーターに作用する荷重（固定荷重、積載荷重又は積雪荷重）及び外力（地震力又は風圧力）を昇降路建物及び既存共同住宅で分担して、支持するものをいう。

（６）防雨スクリーン：接続通路の乗り場出入り口部に設置するスクリーンをさし、主に昇降路内の防雨対策を目的としたものをいう。

３．構成

［３－Ａ　エレベーターの構成］

エレベーターの構成は、表－１による。

表－１　エレベーターの構成　　［○：必須構成部品、△：選択構成部品］

構成部品	必須、選択の別	特記事項
制御盤	○	階床選択機能を含む
巻上機	○	
電動機	○	
制動機	○	
調速機、調速機ﾛｰﾌﾟ、及び調速機ﾛｰﾌﾟ用張り車	○	ｽﾗｯｸﾛｰﾌﾟ付のものは不要
そらせ車	△	
支持ばり	△	
主索及び止め金具	○	
つり合おもり	○	
かご用及びつり合おもり用ガイドレール	○	
かご側及びつり合おもり側緩衝器	○	
ｶﾞｲﾄﾞｼｭｰ又はｶﾞｲﾄﾞﾛｰﾗｰ	○	
かご	○	
かご戸（防犯窓付）	○	
乗り場戸（防犯窓付）	○	
三方枠	○	
戸開閉装置	○	
戸閉め安全装置	○	
かご内照明(停電灯含む)	○	
かご内操作盤・乗り場押しボタン	○	
かご上部点検用・ピット上部点検用コンセント	○	
かご敷居下エプロン	○	（注１）
ファイナルリミットスイッチ	○	
電材類及びテールコード	○	
外部連絡装置	○	
基準階帰着制御装置	△	
照明等自動休止装置	○	
遠隔監視ﾒﾝﾃﾅﾝｽ用ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ	○	
２方向出入口	△	
Ｐ波感知器付地震時管制運転装置	△	
火災時管制運転装置	△	
かご内換気扇	△	（注２）
遠隔監視装置	△	
停電時自動着床装置	△	
低速自動救出運転装置	△	
夜間各階停止運転(タイマー式)	△	
光電管式ドアセンサー	△	
かご内手摺り	△	
車椅子用かご内背面鏡	△	
かご内キックプレート	△	
点字プレート	△	
Ｓ波感知器付地震時管制運転装置	△	
反転時呼び一括キャンセル機能	△	

注１）ピット深さが浅いなど、やむを得ずエプロンをつけられない場合は、途中階でエレベーターが停止した場合、かごが着床ゾーン外にあるときは、戸が開かな

い機構とするなど、乗員救出時に昇降路内への落下を防止する対策が講じられていること。

注２)エレベーターの基本性能上必ず装備されていなければならない部品ではないため、選択構成部品とするが、ユーザーから要望されることが多いことから、対応可能であることを必須とする。

［３－Ｂ　昇降路建物の構成］

昇降路建物の構成は、表－２による。

表－２　昇降路建物の構成　　［○：必須構成部材、△：選択構成部材］

構成部材	必須、選択の別	特記事項
基礎	○	
柱	○	構造形式により必須構成部材とならない場合は除く。
梁	○	
ブレース	○	
外壁	○	
屋根	○	
接続通路	○	
既存共同住宅との接続部材（エキスパンションジョイント等）	○	
地上階出入口ホール	○	
排水器具（樋、グレーチング等）	○	
換気ガラリ	△	
墜落防止手すり	○	
点検扉（自動施錠装置付き防火戸、防雨仕様）	△	
防雨スクリーン	○	袖壁等により防雨機能が確保されている場合は、選択構成部材とする。
接続通路の照明器具	△	（注１）
冠水通報装置	△	（注１） 駆動装置、制御盤のどちらかあるいは双方ともピット内にある場合は必須構成部材とする
ピット内の釜場	△	
煙感知器	△	（注１）

注１)昇降路建物の基本性能上必ず装備されていなければならない部品ではないため、選択構成部品とするが、ユーザーから要望されることが多いことから、対応可能であることを必須とする。

４．材料

［４－Ａ　エレベーターの材料］

必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要構造材料が明確にされていること。

エレベーターに係わる主要材料は「８.複数の性能を満たすための仕様規定」に例示した材料を使用する場合には該当する規格名称を記述することとし、例示した材料以外の材料を使用する場合には、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明できること。

［４－Ｂ　昇降路建物の材料］

必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要材料が明確にされていること。

昇降路建物に使用する主要材料は、公的な規格に基づく材料については、その規格名称等を明示し、それ以外の材料については、その材料が類似の規格で定める性能と同等以上であることが証明されていること。

５．施工範囲〔共通〕

構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。

（１）表―１、表－２の構成部品の施工、設置及び接続

（２）エレベーターの試運転、調整

６．寸法・取合い〔共通〕

（１）寸法

１）昇降路建物及びエレベーターの寸法

昇降路建物及びエレベーターの寸法は、昇降路建物内にエレベーター本体が納まり、運転及び点検上支障の無い寸法とすること。

２）昇降路建物の平面上の奥行寸法

昇降路建物の平面上の奥行き寸法（壁の中心線から中心線までの距離）は、２人用及び３人用が 2.0m以下、４人用が 2.5m以下とすること。

３）エレベーターの出入口寸法

３人用及び４人用の出入口寸法は、幅 800mm、高さ 2000mm 以上とすること。

（２）取り合い

１）昇降路建物の取り合い

昇降路建物が既存共同住宅に構造的に一体的に接合する場合は、既存共同住宅の挙動や揺れに対応する取り合いとすること。また、昇降路建物が既存共同住宅と構造的に独立して接合する場合は、寸法調整が可能な接続部材（エキスパンションジョイント等）により適切な隙間を設けること。

７．性能

［７－Ａ　エレベーターの性能］

（１）機能性・快適性の確保

１）定員

定員は２人以上４人以下とすること。

２）停止可能箇所数

停止可能箇所数は、２箇所以上、５箇所以下とすること。ただし、２方向出入り口がある場合は６箇所以下とすること。

３）昇降行程

昇降行程は、13m以下とすること。

４）定格速度

定格速度は毎分 30ｍもしくは 45ｍとすること。

５）速度特性・加減速特性

①長階床運転、短階床運転において、速度測定を行い、かごに積載荷重の 100%の荷重を載せた場合、上昇の際の速度が定格速度の 90%以上 105%以下であること。また、積載荷重を載せない場合及び積載荷重の 110%の荷重を載せた場合、定格速度の 125%以下であること。＜試験：別冊の「優良住宅部品性能試験方法書（エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕）」で定める BLT ELD-01「速度特性・加減速特性試験」＞

②長階床運転、短階床運転において、速度測定を行い、かごに積載荷重の 100%の荷重を載せた場合、積載荷重を載せない場合及び積載荷重の 110%の荷重を載せた場合、エレベーター起動及び停止時の加減速度は、0.1G 以下であること。＜試験:別冊 BLT ELD-01「速度特性・加減速特性試験」＞

６）乗心地

乗心地は、定員試乗して長階床運転、短階床運転を行い、振動検出器などにより振動の測定を行い、異常な振動が無いこと。＜試験:別冊 BLT ELD–02「乗心地試験」＞

７）着床誤差

着床誤差は、電圧変動率５％、周波数変動１％、相間不平衡率５％以内において、かごに積載荷重の 0%、50%、100%のそれぞれの荷重で、長階床運転、短階床運転を各 3 回行い、±20mm 以内であること。＜試験:別冊 BLT ELD-03「着床誤差試験」＞

８）運転騒音

運転騒音は、JIS Z 8731:1999（環境騒音の表示･測定方法）に基づく「騒音試験」を行い、駆動装置より１ｍ離れた位置において、かごに積載荷重の 100%の荷重で始動から停止までの最高値が 70dB(A)以下であること。＜試験：別冊 BLT ELD-04「騒音試験」＞

９）出入口の床先とかご床先の水平距離

出入口の床先とかご床先との水平距離は、設計値で３０mm 以内、施工誤差±2.5 ㎜以内であること。＜試験：別冊 BLT ELD-05「床先とかごの水平距離試験」＞

10）かご内照度

かご内の照明による照度は、かご中央床面より 1mの高さにおいて 100 lx 以上であること。＜試験：別冊 BLT ELD-06「かご内の照度試験」＞

11）かご内操作盤

かご内操作盤は、操作が容易な位置にあり、行先用押しボタン、戸の開閉用押しボタン、非常停止スイッチ及び外部連絡装置を設け、行き先用押しボタンを押すことにより目的階に停止するものであること。ただし、非常停止スイッチについては、乗員が容易に操作できない構造となっていること。

12）かご内換気扇

かご内換気扇を設置する場合は、天井埋込型とし、「ＯＮ」「ＯＦＦ」の切り替えは、かご操作盤スイッチによるものとする。

13）表示

かごの位置表示器は見やすい位置に設置すること。

14）構造上の機能性

ａ．制御盤の動作

制御盤のリレー回路、主回路等の各接点は確実に作動すること。＜試験：別冊 BLT ELD-07「制御盤の動作試験」＞

ｂ．電動機

電動機は、「荷重試験」を行い、運転状態において振動が少なく、異音等の発生、過度の温度上昇がないこと。＜試験：JIS A 4302:1992（昇降機の検査標準）の 4.2.1(4)「荷重試験」＞

ｃ．制動機

制動機の取り付けは、緩みやがたつきが無いこと。＜試験：JIS A 4302:1992 の 4.2.1 の(3)(c)＞

ｄ．巻上機

巻上機の取り付けは、緩みやがたつきがなく、綱車はひびわれがなく、自動停止の際、主索との間に過度のすべりがないこと。＜試験：JIS A 4302:1992 の 4.2.1(3)(d)＞

ｅ．ガバナーロープの取り付け

ガバナーロープの取り付けに緩みやがたつきが無いこと。

ｆ．戸開閉時間

戸開時間、戸開放時間、戸閉時間は、仕様表示値に対して±20%以内であること。＜試験：別冊 BLT ELD-08「戸開閉時間試験」＞

（２）機械的な抵抗力・安定性の確保

１）非常時の安全性

地震時の安全性に対して「昇降機耐震設計・施工指針」（１９９８年度版社団法人日本エレベータ協会発行）を満足していること。

（３）使用における安全性並びに保安性の確保

１）形状・加工状態

身体に触れる部分は、鋭利な突起等がないこと。

２）構造上の安全性

ａ．ゴミ落し穴

建物出入口階の敷居溝及びかご敷居溝には溝一本につき２個以上のゴミ落し穴を設けること。

ｂ．かご敷居下エプロン

停電等によりかごが階の途中に停止し、ホール側より乗り場の戸を解錠し救出する際の昇降路への墜落防止の保護板をかご前面に設けること。ただし、ピット深さが浅く、かご敷居下エプロンを付けられない場合は、途中階でエレベーターが停止した場合の乗員救出時の安全性が確保されていること。

ｃ．異常時開閉繰返し機能

戸開閉駆動装置に加わる力などにより異常を検出し、戸の開閉を繰り返す機能を有すること。

３）各装置の作動

乗り場ドアースイッチ、かごのドアースイッチ、乗り場ドアーロック、非常停止スイッチ、調速機、リミットスイッチ、ファイナルリミットスイッチ、過荷重検出装置、故障時最寄階自動着床装置、各階強制停止装置等の装置は確実に作動すること。

４）非常時の安全性

ａ．乗員の救出

故障時あるいは停電時などエレベーターが途中階で停止した場合においても、かご天井救出口を設ける場合は、かご外から簡単な操作で開くことができること。なお、天井救出口を設けない場合にあっては、かご内の乗客を安全に救出できること。

ｂ．停電灯の点灯時間

かご内停電灯は、１回目の停電において 30 分以上点灯が行えること。＜試験：別冊 BLT ELD-06「かご内照度試験」＞

５）防犯上の安全性

かご内での防犯上の安全性を考慮し、かご戸及び乗り場戸にはガラス窓を設置すること。

６）夜間各階停止装置（タイマー式）

夜間各階停止装置を設置する場合は、切替装置を操作すること等により、かご内の行先階押しボタンが押された場合に目的階に至るまでかごが必ず昇降路のすべての出入口ごとに停止し、かつ、かごの停止に伴いかご及び昇降路のその出入口の戸が自動的に開くことができる装置であること。但し、各階強制運転中であっても戸閉ボタンは有効であること。

７）絶縁抵抗

エレベーターの配線と大地との間の絶縁抵抗値は、低圧配線の開閉器で区切ることのできる電路ごとに、取り付け機器を含み 0.4MΩ以上であること。小勢力回路又は弱

電流回路は、1回路又は1系統当たり機器取り付けを含み0.2MΩ以上であること。

（4）健康上の安全性の確保

1）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、以下によること。

①かご内に使用する手すり以外の材料は、次のいずれかであること。

a．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

b．同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

②手すりに使用する材料は、次のいずれかであること。

a．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

b．同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

c．夏季におけるホルムアルデヒドの発散量が、その表面積１㎡につき毎時0.005㎎以下のものであること。

＜試験：JIS A 1460:2001(建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケーター法)、
JIS A 1901:2003(建築材料の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法－小型チャンバー法、
合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）の別記3の(5)、
構造用パネルの日本農林規格（平成15年農林水産省告示第238号）の別記3の(9)、
フローリングの日本農林規格（平成15年農林水産省告示240号）の別記3の(8)、
単板積層材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第236号）の別記3の(5)、
構造用単板積層材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第237号）の別記3の(8)、
集成材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第234号）の別記3の(8)、
構造用集成材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第235号）の別記3の(10)＞

③かご床下地材に使用する材料は、次のいずれかであること。

a．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

b．同条第３項及び第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

2）表示

前項「１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接

着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること。

（５）火災に対する安全性の確保

品目別規定なし

（６）耐久性の確保

金属材料は腐食が生じにくい下地処理、仕上げとなっていること。

（７）環境に対する負荷の低減

省電力のために、換気扇（設置する場合）、照明などについて自動休止装置が設けられていること。

（８）維持管理、交換の容易性の確保

１）一般に製造・販売・使用されている清掃用具又は取扱説明書等に明示されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。

２）取り替えパーツについては、交換ができる構造であること。

［７－Ｂ　昇降路建物の性能］

（１）機能性・快適性の確保

１）屋根の防水

屋根防水は、下地材に適合した防水材料及び排水勾配とすること。

２）外壁の防水

外壁は、雨水侵入防止対策がなされていること。

３）昇降路の雨水侵入対策

接続通路及び地上階出入り口部には、昇降路の雨水侵入対策（スクリーン・袖壁・床の片勾配・その他）がなされていること。

４）雨水排水

ａ．屋根には、雨水排水器具を設置し、雨水を排水すること。

ｂ．接続通路には、エレベーター出入口側及び既存共同住宅接合側に排水溝を設置し、雨水を排水すること。

５）エレベーターピット内の防水

エレベーターピット内は、地下水の侵入を防止するための対策がなされていること。

６）運転騒音

昇降路建物の乗り場出入口部における騒音値は、乗り場出入口部正面の中央から１ｍ離れ、高さ１ｍの位置において、55dＢ(A)（等価騒音レベル）以下であること。＜試験：JIS Z 8731:1999（環境騒音の表示･測定方法）＞

７）接続通路の床仕上げ

接続通路の床仕上げは、通行時に発生音が生じにくい仕上げとすること。

８）昇降路内の熱対策

昇降路内は、熱がこもらない対策（例えば、外壁に換気ガラリを設けたり、断熱性を有する仕様にする等）がなされていること。

（２）機械的な抵抗力・安定性の確保

１）構造的安全性

昇降路建物は、建築物の構造安全性について専門的知識を有する機関等により、構造的な安全性が確かめられていること。なお、基礎は、直接基礎又は杭基礎とし、地盤の許容応力度が長期 50kN/㎡、短期 100kN/㎡に対応できるものとする。

２）外装材の構法

ａ．外装材は、層間変形角（1/200）に対し有害な亀裂がなく、かつ層間変形角（1/120）に対し、脱落、破損等が生じないこと。

ｂ．外壁材料は、衝撃力 20Ｎ・ｍ｛２kgf・ｍ｝に対して使用上支障となる変形等を生じないこと。＜試験：別冊 BLT ELD-９「外装材の衝撃試験」＞

３）防雨スクリーンのパネル強度

パネル強度は、別に定める「優良住宅部品認定基準（墜落防止手すり）」のⅡ ７．（２）．５）（目隠しパネルの強度）の性能を満たしていること。

４）シーリング材

ａ．シーリング材は、JIS A 5758(建築用シーリング材)により、被着体の組み合わせに適合するものを使用すること。

ｂ．外壁に用いるシーリング材は、層間変形角(1/200)のムーブメントに追従する性能を有すること。

５）地域対応の使用材料の選択

昇降路建物に使用する材料は、供給地域に対応した適切な「材料選択マニュアル」を作成し、地域に対応する材料を選択できること。

（３）使用における安全性並びに保安性の確保

１）接続通路からの墜落防止

接続通路に墜落防止のための手すりを設置する場合は、別に定める「優良住宅部品認定基準（墜落防止手すり）」のⅡ ７．（２）及び（３）の性能を満たしていること。

２）形、加工状の安全性

人体の触れやすい箇所に、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。

（４）健康上の安全性の確保

１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策

構成部品に使用する材料は、以下によること。

①かご内に使用する手すり以外の材料は、次のいずれかであること。

ａ．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

ｂ．同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

②手すりに使用する材料は、次のいずれかであること。

ａ．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

ｂ．同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

ｃ．夏期ホルムアルデヒド発散速度0.005mg/㎡h超0.02mg/㎡h以下であること。

＜試験：JIS A 1460:2001(建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法－デシケーター法)、JIS A 1901:2003(建築材料の揮発性有機化合物（ＶＯＣ）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物硼酸測定方法－小型チャンバー法＞

＜試験：合板の日本農林規格（平成15年農林省告示第233号）の別記3の(5)、
構造用パネルの日本農林規格（平成15年農林水産省告示第238号）の別記3の(9)、
フローリングの日本農林規格（平成15年農林省告示240号）の別記3の(8)、
単板積層材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第236号）の別記3の5)、
構造用単板積層材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第237号）の別記3の(7)、
集成材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第234号）の別記3の(8)、
構造用集成材の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第235号）の別記3の(10)＞

③かご床下地材に使用する材料は、次のいずれかであること。

ａ．建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。

ｂ．同条第３項及び第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。

２）表示

前項「１）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策」が施された材料を使用する場合には、当該住宅部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分を表示すること。また、当該住宅部品を設置するために使用する補強材や接着剤等に、ホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨を、設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供すること。

（５）火災に対する安全性の確保

１）耐火性能

昇降路建物は、耐火建築物とすること。

２）階段室の開放性の確保

接続通路を設置した後も、既存共同住宅の階段室が排煙上有効な開口部を確保できるものであること。

３）構成部材の不燃性

構成部材は、不燃材料又は準不燃材料であること。ただし、手すりなどのコーナーキャップ等で樹脂製のものは除く。

（６）耐久性の確保

１）構造部材の耐久

構造耐力上主要な部分に用いる部材は、耐久に必要な措置を施すこと。

２）非構造部材の表面処理

非構造部材は、腐食又は錆による強度低下や外観を損ねることがないよう、耐久性のある下地処理または防錆処理を施した上で仕上げられていること。

３）シーリング材

シーリング材は、＜JIS A 5758:1990(建築用シーリング材)＞の附属書２の３．に示す耐久性による区分 8020 以上の耐久性能を有すること。

４）特殊地域対応の使用材料の選択

昇降路建物に使用する材料は、特殊地域対応のための「材料選択マニュアル」を作成し、凍害、塩害等に対応可能な材料を選択できること。

（７）環境に対する負荷の低減

品目別規定なし

（８）維持管理、交換の容易性の確保

昇降路建物の屋根及び外壁の保守・点検については、その手法が明確にされていること。

８．複数の性能を満たすための仕様規定

［８－Ａ　エレベーターの複数の性能を満たすための仕様規定］

（１）各部の仕様

１）受電箱及び制御盤

ａ．受電箱は鋼板製とし、配線用遮断器を設けること。

ｂ．制御盤（受電箱と一体とすることも可）は鋼板製とし、階段室型共同住宅用エレベーターの運転に必要な制御用機器類を設けること。

２）つり合おもり

つり合おもりは、鋳鉄、鋼板又はコンクリート製で容易に重量の加減ができるものとする。

3）乗り場

a．乗り場わく

乗り場わくは、鋼板製とし、ラッカー又は合成樹脂系塗装仕上或いは化粧鋼板とする。

b．乗り場戸

乗り場戸は、鋼板製で、ラッカー又は合成樹脂系塗装仕上或いは化粧鋼板とし、網入ガラスをはめこんだ片面張りパネル窓付き戸とし、ガラスは、厚さ 6.8 ㎜、大きさ 700㎜×200㎜程度以上とする。取り付け高さはガラス窓下端を床面より 1,100㎜程度以下とする。戸表面とガラス表面の段差は 2.5 ㎜以下とする。

c．敷居

敷居は、硬質アルミ材とする。

4）かご室

a．天　井

天井は、鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧材張り鋼板とする。

b．壁

壁は、鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧材張り鋼板のいずれかとし、張り替え又は取替え可能とする。

c．敷居

敷居は、硬質アルミ材とする。

d．床

床は、鋼板製とし、合成樹脂タイル張り仕上げ又は合成樹脂シート貼り仕上げとする。

e．かご戸

かご戸は、鋼板製とし、ラッカー、合成樹脂系塗装仕上げ、化粧鋼板又は合成樹脂難燃化粧材張り仕上げとし、網入りガラスをはめ込んだものとする。網入りガラスの大きさ及び取り付け高さ、段差は前記乗り場戸による。

f.ケーブル

移動ケーブルは、エレベーター用として製作されたものを使用する。

［8－B　昇降路建物の複数の性能を満たすための仕様規定］

なし

9．適切な施工の担保［共通］

（1）適切な施工を担保するための前提条件

適切な施工を担保するための前提条件として、以下の項目内容が守られること。

1）既存共同住宅に居住者が入居している状態での施工となるため、工期は可能な限

り短縮すること。

2）既存共同住宅入居者の日常生活の維持が可能な施工計画となっていること。

3）階段室通行及び屋外歩行に対する安全性が確保される施工計画となっていること。

4）既存建築物及び既存設備、外構工作物に対する養生がなされていること。

（2）施工説明書等の整備

施工説明書等（仕様書、マニュアル、実施工程表、施工計画書、施工図等）適切に施工するための書類が整備されていること。

（3）施工説明書等の記載内容

施工説明書等の記載内容は、図等を用いて分かりやすく説明されているものであること。また、現場での自主管理が確実に行えるよう、以下の項目について最低限明示されていること。

1）施工上の品質管理

2）工期、既存共同住宅との納まり

3）エレベーターと昇降路建物の取り合い

4）現場での施工、工程、留意点

5）部品及び部材の調整、検査

（4）施工説明書等の記載範囲

施工説明書等に記載すべき現場での加工・組立・取り付け手順の範囲は、最低限以下のとおりとする。

1）構成部品及び構成部材の施工・設置及び接続

2）エレベーターの試運転、調整

（5）その他

1）当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。

2）標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。

１０．適切な取り扱いの担保

［１０－Ａ　エレベーターの適切な取り扱いの担保］

（1）製品の取扱説明書等は、管理者が理解できるように図等を用いて分かりやすく説明され、確実に居住者に説明できる様、以下の項目について最低限明示されていること。

1）誤使用防止のための指示・警告

2）事故防止のための指示・警告

3）製品の使用方法

４）製品に関する問い合わせ先

（２）故障時の連絡先は、容易に消えない方法で、始発階エレベーターホール及び最上階エレベーターホール乗り場の見やすい位置に表示され、以下の項目について最低限明示されていること。

１）連絡先会社名

２）電話番号

３）管理番号

（３）かご内の見やすい位置に容易に消えない方法で、用途、定員、積載量、禁煙表示、及び管理上の必要事項を表示すること。

［１０－Ｂ　昇降路建物の適切な取り扱いの担保］

なし

１１.確実な供給体制の確保［共通］

（１）生産、輸送、施工について責任が持てる体制が整備されていること。

（２）生産に対しては、「優良住宅部品認定基準（総則）」で定める「生産上の品質管理規準」に適合していること。

１２．品質保証及び確実な維持管理サービスの提供

［１２－Ａ．エレベーターの品質保証及び確実な維持管理サービスの提供］

（１）部品に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に対する無償修理保証の期間は５年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、別に定める事項に係る修理は無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

（２）無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項（（１）の別に定める事項のうちメーカーが定めるものをいう。）を記載した施工説明書等が施工者に、保証書又はこれに相当するものがユーザーに、それぞれ確実に渡されること。

（３）上記（２）の施工説明書等には次の１）及び２）が、保証書等には１）が明記されていること。

１）当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨

２）施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができる旨

（４）苦情処理、ユーザーサービス体制が完備されており、責任を持って行えること。

（５）優良住宅部品の生産中止後において、認定を受けたものがユーザーに対して取替えパーツを供給可能な期間は１０年以上とし、これを取扱説明書等に明記すること。なお、取替えパーツの種類については、書類として用意されていること。

（６）エレベーターの故障時等に迅速な対応がとれるよう 24 時間体制をとると共に、以下

の要件が整備されていること。

1）発生後１時間以内に現場で応急対応ができる体制を備えていること。

2）遠隔監視体制を備えていること。

（7）適切なメンテナンス計画書が整備されていること。また、当該計画書の中に「階段室型共同住宅用エレベーターメンテナンス」で行う具体的内容（以下のａ．～ｅ．）が明記されていること。

ａ．法定検査の立ち会い

ｂ．定期点検、手入れ保全、必要な機器の構成部品の修理・交換（表－３の内容）及び交換必須部品の交換時期の目安。

ｃ．異常時の緊急対応

ｄ．遠隔監視点検・保守とする場合は、リモート点検、異常監視・直接通話サービス、維持管理のための情報サービス等とすること。

ｅ．点検報告書の提出

（8）「階段室型共同住宅用エレベーターメンテナンス」を行う体制を 20 年以上維持されること。

（9）「階段室型共同住宅用エレベーターメンテナンス」の費用は、エレベーターの利用頻度並びに利用対象住戸数を勘案し、低減化対策が講じられていること。

表－３　定期点検項目と交換必須部品

機器・装置名称			点検項目	交換必須部品
制御装置	制御盤	制御盤一式	○	
		プリント基板	○	○
		その他電子、電気器具類	○	○
	エンコーダ		○	○
か　ご	かご枠、床枠		○	
	かご室囲い、天井、床仕上げ		○	
	敷　居		○	
	防振ゴム		○	○
	かご内操作盤、位置表示器	押しボタン	○	
		表示ランプ類	○	○
		その他スイッチ類	○	○
		フェースプレート	○	
	かご内照明	照明装置一式	○	
		照明カバー	○	
		ランプ	○	○
		安定器等	○	○
	停電灯	停電灯一式	○	
		バッテリー	○	○
		ランプ	○	○
	かご内連絡装置		○	○
	はかり装置		○	○
	か ご 戸	かご戸パネル	○	
		防犯窓のガラス	○	
		ﾊﾝｶﾞｰﾛｰﾗ、ｱｯﾌﾟｽﾗｽﾄﾛｰﾗ	○	○
		ドアハンガー	○	
		戸開閉装置一式	○	
		戸開閉用制御装置一式	○	
		ドアモータ	○	
		駆動･連動用ベルト､ロープ類	○	○
		ドアスイッチ	○	○
		ドアガイドシュー	○	○
	戸閉安全装置	セフティーシュー一式	○	
		セフティーシュー（ｼｭｰ単体）	○	
		セフティーシュー機構部	○	
		セフティシュースイッチ	○	○
	かご外側機器	かご上押ボタン、スイッチ類	○	
		着床装置	○	
		ガイドシュー	○	
		給油器	○	
	非常止め装置	リンク機構	○	
		スイッチ	○	
		非常止め装置部品	○	

表－３　定期点検項目と交換必須部品（続き）

機器・装置名称			点検項目	交換必須部品
乗り場	乗り場 戸	乗り場戸パネル	○	
		防犯窓のガラス	○	
		ﾊﾝｶﾞｰﾛｰﾗ、ｱｯﾌﾟｽﾗｽﾄﾛｰﾗ	○	○
		ドアハンガー	○	
		連動用ベルト、ロープ類	○	○
		ドアインターロック装置	○	○
		ドアガイドシュー	○	○
	三 方 枠		○	
	敷　　居		○	
	乗り場押ボタン、インジケータ	一式	○	
		押しボタン	○	
		表示ランプ類	○	○
		フェースプレート	○	
昇降路内機器	ガイドレール	レール単体	○	
		レールブラケット	○	
		その他レール用品	○	
	つり合おもり	ガイドシュー	○	
		給油器	○	
	調 速 機	調速機一式	○	
		過速スイッチ	○	
		その他調速機部品	○	
		調速機ロープ	○	
		調速機用張り車	○	
	緩 衝 器		○	
	リミットスイッチ類		○	○
	移動ケーブル		○	○
	固 定 配 線		○	
	昇降路内耐震用品		○	
その他	かご外設置の連絡装置		○	
	遠隔監視インターフェース		○	
	エンコーダー		○	

表－３　定期点検項目と交換必須部品（続き）

機器・装置名称			点検項目	交換必須部品
巻 上 機	巻上機一式		○	
	電 動 機	電動機一式	○	
		軸　受	○	○
		その他部品	○	
	ブレーキ	ブレーキ装置一式	○	
		ブレーキシュー	○	○
		ブレーキコイル	○	○
		その他部品	○	
	減 速 機	減速機一式	○	
		ギヤ	○	
		シャフト	○	
		軸　受	○	○
		ギヤオイル	○	○
		綱車、巻胴	○	
		ロープ外れ止め	○	
		ロープカバー	○	
	防振ゴム		○	
	耐震ストッパ		○	
	マシンベッド		○	
支 持 ば り			○	
主　索	ロープ		○	○
	主索の端部（ロープソケット類）		○	
	頂部綱車等	綱車一式	○	
		綱車単体	○	
		シャフト	○	
		軸　受	○	○
		ロープ外れ止め	○	
		取付フレーム	○	

［１２－Ｂ．昇降路建物の品質保証及び確実な維持管理サービスの提供］

（１）無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能のうち、下表の「特定機能等」欄のものの瑕疵（施工の瑕疵を含む。）についてそれぞれ「保証期間」欄の年数以上でメーカーの定める年数、その他の部分又は機能の瑕疵（施工の瑕疵を含む。）について２年以上でメーカーの定める年数とする。ただし、別に定める事項に係る修理は無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

特定機能等	保証期間
構造耐力上主要な部分	１０年
エレベーターの運行に支障をきたすような雨水の浸入及び建物の損傷	５年

（２）無償修理保証の対象及び期間並びに免責事項（（１）の別に定める事項のうちメーカーが定めるものをいう。）を記載した施工説明書等が施工者に、保証書又はこれに相当するものがユーザーに、それぞれ確実に渡されること。

（３）上記（２）の施工説明書等には次の１）及び２）が、保証書等には１）が明記されていること。

１）当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨

２）施工説明書等で指示された施工方法に適合する方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求ができる旨

（４）施工区域内における保守・サービスネットワークが整備されているなど、苦情処理、ユーザーサービス及びメンテナンス体制が完備されており、責任を持って行えること。

（５）優良住宅部品の生産中止後において、ユーザーに対して取り替えパーツを供給可能な期間は 10 年以上とし、これを取扱説明書等に明記すること。なお、取り替えパーツの種類については、書類として用意されていること。

Ⅲ　選択基準

１．標準化選択基準

１－１．一体型昇降路建物標準接合

一体型昇降路建物と既存階段室型共同住宅の接合は、別に定める「「一体型昇降路建物」と既存共同住宅のＢＬ接合部指針」によること。

２．推奨選択基準

なし

＜参考＞

情報提供上の整理区分

種　　類		
１．定員		２人用
		３人用
		４人用
２.昇降路建物の奥行き寸法(壁の中心間距離)		2.0m以下（２人用，３人用）
		2.5m以下（４人用）
３．最上階乗り場から高さ		3.5m未満
		3.5m以上 4.0m未満
		4.0mを超えるもの
４．構造的区分	4-1 構造形態	一体型
		自立型
	4-2 構造種別	鉄骨造
		プレキャストＲＣ造
	4-3 構造耐力（積雪量）	50cm 以下
		100cm 以下
		150cm 以下
		200cm 以下
５．耐久性能	構造躯体の耐久性＊	等級１仕様(品確法性能評価基準)
		等級２仕様(品確法性能評価基準)
		等級３仕様(品確法性能評価基準)

＊　「構造躯体の耐久性」で品確法性能評価基準の等級を引用しているが、当該エレベーターについては、既存住宅に設置されるため、住宅の品質確保法の適用対象外である。

BLS ELD:2005

［品確法評価方法基準との関係］
大項目：「６．空気環境に関すること」
表示すべき事項：「６－１ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)」

ＢＬ認定基準（基礎基準）			品確法評価方法基準		
対象材料	ホルムアルデヒド発散速度	要求事項	部位	等級	基準の概要
かご内に使用する手すり以外の材料 手すりに使用する材料	０．００５mg/㎡ｈ以下	Ｆ☆☆☆☆相当	内装仕上げ	等級３	居室の内装の仕上げに用いられる特定建材がＦ☆☆☆☆相当
かご床下地材に使用する材料	０．０２mg/㎡ｈ以下	Ｆ☆☆☆相当以上	天井裏等の下地材等	等級２	天井裏等の下地材等に用いられる特定建材がＦ☆☆☆相当以上

優良住宅部品認定基準
エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕の解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（エレベーター〔階段室型共同住宅用エレベーター(昇降路建物一体)〕）」の内容等を補足的に説明するものである。

Ⅰ　今回の改正内容

１．施工方法の明確化等の変更【Ⅱ 9.(5)　12.(1)(2)(3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にＢＬ保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びＢＬ保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

Ⅱ　要求性能の根拠

１．寸法・取合い【６．寸法・取合い】

階段室型共同住宅用エレベーターは、２人乗りも含め今後コンパクトなタイプが開発されることも期待し、エレベーターのかご内法寸法については特に規定しなかった。ただし、３人乗り、４人乗り用については、車椅子利用も考慮し、出入り口寸法を幅 800mm 以上とした。２人用の出入口寸法については設置スペースからの要求を鑑み規定していない。

また、昇降路建物については、設置面積からの制約や、日影の問題などからも奥行き寸法を極力小さくする必要があり、２人用・３人用は 2.0m 以下、４人用は 2.5m 以下とした。この寸法はあくまで上限数値であり、当然これよりコンパクトなものの方が適用範囲も広く、今後の開発が待たれる。

２．定員【７－Ａ　エレベーターの性能（１）機能性・快適性の確保　１）】

コストと設置スペースの関係から定員は２から４人とした。設置スペースに余裕のある場合は、家族の利用、荷物の運搬等を考慮すると３もしくは４人とすることが望ましい。

３．停止可能箇所数【７－Ａ　エレベーターの性能（１）機能性・快適性の確保　２）】

停止箇所は、踊場着床となる５階建ての住宅では、GL 階、中３階、中４階、中５階の４カ所となる。各階住戸レベルのフロアー着床可能な階段室の場合で、かつ、かご出入り口２箇所を前提とすると、GL 階、１階、２階、３階、４階、５階の最大６箇所が考えられる。

４．昇降行程【７－Ａ　エレベーターの性能（１）機能性・快適性の確保　３）】

５階建て共同住宅でフロアー着床の場合の最大昇降行程は１３ｍ以下である。階段室型共同住宅用エレベーターが設置される最も一般的な、踊場着床の住宅の GL 階から中５階までの昇降行程は１１ｍ程度である。

５．定格速度【７－Ａ　エレベーターの性能（１）機能性・快適性の確保　４）】

「中低層用共同住宅用エレベーター設計指針」（建設省住指発第１３７号、平成８年３月２９日）に準拠し４５m/min 以下とした。また、１階エレベーター乗り場から５階住宅の玄関までの移動時間を概ね１分間とした場合の速度を下限値とし、３０m/min 以上とした。

６．騒音【７－Ａエレベーターの性能（１）機能性・快適性の確保　８）】

ここでは、現状の製品レベルや昇降路建物廻りの音の透過損失等を勘案し、駆動装置単体の運転騒音を 70dB(A)以下としている。昇降路建物を含む騒音試験は、「７－Ｂ昇降路建物の性能」の中で行っており、55dB(A)以下としている。この数値は、建築資料集成の室内騒音許容値の寝室 40dB(A)と窓による補正値の一重窓 15dB(A)を合計した騒音レベル値を用いている。

７．かご内照度【７－Ａ　エレベーターの性能（１）機能性・快適性の確保　10）】

かご内の照度については、長寿社会対応設計マニュアル（発行：（財）高齢者住宅財団）によると、高齢者の視力が低下した場合の適正照度（例）として、廊下、階段で 100 lx としていることなどにより 100 lx 以上と規定している。

８．昇降路内の熱対策【７－Ｂ　昇降路建物の性能（１）機能性・快適性の確保　８）】

昇降路内の熱対策は、結露防止、夏期における温度上昇などの観点から重要である。基準本文には、その代表的な例として、換気ガラリを設ける、断熱性を有する仕様とする等と記述している。昇降路建物の構造、外壁及び屋根に使用されている材料などに対応した、適切な熱対策が講じられていることが必要となる。

９．非常時の安全性【７－Ａ　エレベーターの性能（２）機械的な抵抗力・安定性の確保１】】

地震時の安全性について「昇降機耐震設計・施工指針」（１９９８年度版社団法人日本エレベータ協会発行）の「耐震クラスＢ」を最低限満足していることが必要と考える。

10．昇降路建物の構造的安全性【７－Ｂ　昇降路建物の性能（２）機械的な抵抗力・安定性の確保　１）】

塔状比が６を超える建築物については、東京都では建築行政指導（※）の定めるところにより、構造技術の評価を受け、構造的な安全性を確かめる必要がある。

これを受け、今回の認定に際しても、塔状比が６を超える昇降路建物については、（財）日本建築センターもしくは、（財）ベターリビング　住宅・住宅部品評価センターにおいて、構造的な安全性が確かめられたものであることが必要となる。

また、一体型の昇降路建物についても、塔状比にかかわらず同様の評価を受け安全性が確かめられたものとする。

安全性を確かめるための構造的要件は、別に定める「昇降路建物の構造評価要件」によるものとする。（解説末尾別紙１参照）

※：塔状建築物等の構造設計に関する東京都取扱要領

11. 外壁材の構法【７－Ｂ　昇降路建物の性能（２）機械的な抵抗力・安定性の確保　２）】

建築物の層間変形角は、建築基準法施行令 82 条の２で、「層間変形角 1/200 以内（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって特定建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあっては、1/120）以内」とされている。昇降路建物に使用されることが想定される構法別の層間変形角 1/120 の場合の症状は、建築学会基準（ＪＡＳＳ21）によると以下の通りである。

ロッキング構法（縦壁）：異常なし
スライド構法（縦壁）：異常なし
挿入構法（縦壁）：亀裂（補修可能）
カバープレート構法（縦壁）：異常なし
ボルト止め構法（縦壁）：一部に軽微な亀裂（補修可能）

このことから、層間変形角 1/200 に対して、亀裂の発生がなく、1/120 に対し、脱落、破損等がないこと」としている。

12. 外装材の耐衝撃性【７－Ｂ　昇降路建物の性能（２）機械的な抵抗力・安定性の確保　２）】

外壁材料の衝撃強度は、強風時の飛来物が衝突したとき、材料が破壊され破片の飛散・落下等により居住者に危険を与えないことや、日常生活での不注意によってものが衝突することなどを考慮して、衝撃力 20N･m に対して、使用上支障のある変形等を生じないこととした。

13. 耐火性能【７－Ｂ　昇降路建物の性能（５）火災に対する安全性の確保　１）】

昇降路建物は、既存共同住宅が耐火建築物であり、そこに増築するため耐火建築物であることが前提条件となる。ここで言う耐火建築物とは、建築基準法第２条第９号の２に定める耐火建築物を指す。すなわち、同号イ(2)に基づき、建築基準法施行令第 108 条の３　第１項による場合は、耐火性能検証法により耐火性能が確かめられたものであることが条件となる。耐火検証ルートとして以下の２通りがある。認定に際しては、どちらのルートをとっても良いこととする。

ルート１（建築主事が確認できるルート）
令 108 条の３第１項１号による場合は、同条第２項でいう耐火性能検証法により耐火性能が確かめられていること。

ルート２（大臣又は指定性能評価機関により評価を受けるルート）
令 108 条の３第１項２号による場合は、建設大臣又は法 77 条 55,56 でいう指定性能評価機関において、耐火性能に係わる評価を受けていること。

14.階段室の開放性【７－Ｂ　昇降路建物の性能(５)火災に対する安全性の確保　２)】

昇降路建物を既存共同住宅に増築した後に、平成７年１０月５日付消防法予第 220 号に定める外気に直接解放された排煙上有効な開口部（基準階においては２㎡以上、階段室の最上部において下がり壁がある場合は、この部分に 500ｃ㎡以上）が設けられていること。

15. 構造部材の耐久【７－Ｂ　昇降路建物の性能（６）耐久性の確保　１）】

昇降路建物の想定耐久年限は概ね 20 年を想定する。基本的な耐久性については、建築基準法による。法的レベルの最低限の防錆処置として、一般さび止めペイント程度以上の防錆性能を有していること。

16. 使用材料の選択【７－Ｂ　昇降路建物の性能（６）耐久性の確保　４）】

供給地域に適した材料を選択することは重要であるが、供給地域ごとに材料を限定することは、申請者に制約を与えることとなり現実的ではない。しかし、供給地域が広範囲に渡ると凍害や塩害といった地域特有の設置条件が想定される。このため、供給地域に適合した材料を選択できるマニュアルを各申請者が作成し、ユーザーが適切な材料選択ができることとしている。

Ⅲ　その他

１．適切な施行の担保【９．適切な施行の担保】

施工説明書では、建築物の昇降路建物を含めた施工説明になるため、工事中の安全対策や建築物の取合い部の対応方法をはじめ、エレベーター本体を含めた工事行程や工期、取合い部分を含めた施工図等の記載を要する。また、供給地域により設置条件や気候条件が異なることなどから、申請者がそれぞれ定める供給地域に適合する材料選択マニュアルを作成し、建設地に適合した材料を選択できるようにすることが必要となる。

２．エレベーターの品質保証について【12-Aエレベーターの品質保証及び確実な維持管理サービスの提供（１）、（２）】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により、住宅に対し 10 年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、従来のエレベーターの基準において２年としていた、部品の瑕疵に対する無償修理保証期間を５年とし、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

３．エレベーターの確実な維持管理サービスについて【12-Aエレベーターの品質保証及び確実な維持管理サービスの提供（３）～（８）】

階段室型共同住宅用エレベーターのメンテナンスは、一般に言われているフルメンテナンスとは異なり、点検項目の絞り込みを行っているため、新たに「階段室型共同住宅用エレベーターメンテナンス」と言う呼称を設け、最低限の点検項目及び必須交換部品を設定した。

また、その費用について、当該エレベーターの場合は、１基あたりの利用住戸が 10 戸程度であるため、一般的な廊下型住棟（50 戸程度以上）のエレベーターと比較し、１戸あたりの経済的負担が大きい。本基準では、既存住棟へ設置するものを認定対象としており、すでに居住者の管理費（共益費）が定められている中で、さらに負担を増大する事になるため、配慮が必要であると考えている。

平成 11 年度に、公共住宅事業者等連絡協議会から委託を受け当財団が実施した「階段室型共同住宅用エレベーター開発提案募集」においては、募集要項の１項目として、「メンテナンスの実施費は、発注単位 10 基の場合、15,000 円／基・月以下とする。（著しい物価変動があった場合はこの限りではない）」としている。本基準における「階段室型共同住宅用エレベーターメンテナンス」についても、その実施費は、これと同程度に納めることが必要と考えている。この実施費は、基本仕様に係る費用であり、選択構成部品（いわゆるオプション部品）のメンテナンス価格は含まない。

申請時には、メンテナンスコストと発注単位との関係を示す資料の提出を求めるものとする。

４．遠隔監視体制とは【12-Aエレベーターの品質保証及び確実な維持管理サービスの提供（５）　２）】

遠隔監視体制とは、公衆回線を用いてエレベーターの保守や運行監視を支援するシステムを言い、具体的な監視項目は、異常監視（制御状態、走行状況等）及び、リモート点検（かご戸・乗り場戸の開閉状態、かごの着床状態）等があり、その内容はエレベーターの管理者が定めることとなる。

５．昇降路建物の品質保証について【12-Ｂ昇降路建物の品質保証及び確実な維持管理サービスの提供（１）、（２）】

昇降路建物で要求する性能レベルは、耐用年数が概ね 20 年と短いことや、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」が適用になる新築住宅における防水の瑕疵基準レベル（居室を前提とした瑕疵基準）とは異なるものと考えられるため、構造耐力上主要な部分は１０年、エレベーターの運行に支障をきたすような雨水の浸入及び建物の損傷は５年、その他の部分又は機能については２年とした。

６．基準改正の履歴

【2003 年 6 月 2 日施行】

（1）構成部品に使用する材料のホルムアルデヒド対策の追加【Ⅱ 7.(4)．1）】

シックハウス対策のための改正建築基準法（居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置）が平成15年7月1日に施行されることに伴い、「シックハウスに係る技術的基準」で定める内容を採り入れることとした。

（１）かご内に使用する手すり以外の材料

かご内に使用する手すり以外の材料について、本ＢＬ認定基準の「建築基準法施行令第２０条の５第１項第３号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第４号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。」とは、いわゆる規制対象外の材料を使用した構成部品を指している。これは、ホルムアルデヒドの発散速度0.005㎎／㎡ｈ以下、JIS、JASで定める等級区分Ｆ☆☆☆☆相当のものである。

また、「同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの。」は、第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料について発散速度0.005㎎／㎡ｈを超える量のホルムアルデヒドを発散しないものとして国土交通大臣の認定を受けたもので、規制対象外の建築材料とみなされる。

（２）手すりに使用する材料

改正基準法では、手すりについては対象外となっているが、本ＢＬ認定基準では先述（１

）の他に、同等の性能を有するものとして、基準本文に記載する試験により発散速度0.005mg／㎡ｈ以下が確認されたものでもよいものとした。ただし、この場合、試験は第三者試験機関で行うものとする。

（３）かご床下地材に使用する材料

ホルムアルデヒドの発散速度0.005mg／㎡ｈ超0.02mg／㎡ｈ以下、JIS、JASで定める等級区分Ｆ☆☆☆相当のもの、又は、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料について発散速度0.005mg／㎡ｈ超0.02mg／㎡ｈ以下として国土交通大臣の認定を受けたもの（第３項）、第一種、第二種、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料について発散速度0.005mg／㎡ｈ以下のものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、規制対象外の建築材料とみなす（第４項）ということを指している。

（2）ホルムアルデヒド発散速度等の表示の義務付け【Ⅱ 7.(4)．2）】

ユーザーが部品選択や性能確認をし易いように、当該部品、カタログ等にホルムアルデヒド発散速度又は発散区分の表示を義務付けることとした。

参考　内装仕上げの制限（建築材料の区分）＜シックハウスに係る技術的基準より抜粋＞

ホルムアルデヒドの発散速度	告示で定める建築材料		大臣認定を受けた建築材料	内装の仕上げの制限
	名称	対応する規格		
0.12mg／㎡ｈ超	第１種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASの旧E_2、FC_2相当、無等級		使用禁止
0.02mg／㎡ｈ超 0.12mg／㎡ｈ以下	第２種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASのF☆☆（旧E_1、FC_1）	第20条の５第２項の大臣認定（第２種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料とみなす）	使用面積を制限
0.005mg／㎡ｈ超 0.02mg／㎡ｈ以下	第３種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料	JIS、JASのF☆☆☆（旧E_0、FC_0）	第20条の５第３項の大臣認定（第３種ﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ発散建築材料とみなす）	
0.005mg／㎡ｈ以下		JIS、JASのF☆☆☆☆	第20条の５第４項の大臣認定	制限なし

【2002 年 3 月 28 日公表・2002 年 6 月 28 日施行】

認定の対象としているエレベーター本体と昇降路建物の基本性能は、建築基準法、関係省令及び告示によるものとする。

（1）認定の対象【１．認定の対象】

階段室型共同住宅用エレベーターは、バリアフリー化が急務となっている昨今の住宅事情において、主に既存の公共賃貸住宅の高齢者等への配慮を一層推進することを念頭に、低コストで、コンパクトなエレベーターの開発を促す趣旨のもとで開発されたものである。

本基準ではこれを受け、認定の対象を５階建て以下の既存階段室型共同住宅に設置されるものと限定した。

また、エレベーターについては、今後主流となる機械室を必要としない、マシンルームレスタイプのものを認定の対象とし、駆動方式としては、現在主流のロープ式のものとした。

本基準策定時においては、ＢＬ基準化が急務とされていることから、主流となるものを認定の対象と限定し基準化したが、今後は、新築住宅に対応したものや、昇降路建物を含まな

いエレベーター単体のもの、ロープ式以外の駆動方式のものなど、認定の対象を拡大する方向で検討を進めていく。

（2）用語の定義【２．用語の定義】

「２．用語の定義」においては、主に本基準で使用している独特な用語について定義した。エレベーターに関する一般的な用語については、「昇降機技術基準の解説」（社団法人日本エレベーター協会）及び、「昇降機用語辞典」（財団法人日本建築設備・昇降機センター）により定義されているものを使用している。

（3）材料を明示する主要構造材料【４．材料】

［４－Aエレベーターの材料］において、必須構成部品及び選択構成部品に使用する主要構造材料が明確にされていることとなっている。ここで言う主要構造材料とは、以下のものを指す。

天井、壁、床、かご枠、かご敷居、かご敷居下エプロン、かご戸 三方枠、乗り場敷居、乗り場戸 主索、つり合おもり、ガイドレール

（4）施工範囲の対象外となる工事【５．施工範囲】

施工範囲に含まないものについては、認定範囲の対象外であることから記載しないこととした。昇降路建物構築に関して、設置場所によって異なる以下のものについては、認定の範囲外のものとする。

階段室等の既存手すりの解体と補修 給排水管、ガス管、電気幹線等の移設 植栽、自転車置き場、団地内道路の移設 電気幹線、情報幹線の昇降路建物までの引き込み

＜別紙－１＞

昇降路建物の構造評価要件

１．適用範囲

本内容は、階段室型共同住宅用エレベーターを、５階建以下の鉄筋コンクリート造既存共同住宅に新たに設置する場合の昇降路建物に適用し、構造的な安全性について評価を受けるための要件である。

２．昇降路建物の種類

昇降路建物は、「自立型昇降路建物」または「一体型昇降路建物」に分類される。その定義は以下の通りである。

「自立型昇降路建物」とは、構造的に独立したもので、これに階段室型共同住宅用エレベーター及び昇降路建物に作用する全ての荷重及び外力を昇降路建物によって支持するものをいう。

「一体型昇降路建物」とは、構造的に既存共同住宅に依存する型式で、エレベーター及び昇降路建物に作用する荷重（固定荷重、積載荷重又は積雪荷重）及び外力（地震力又は風圧力）を昇降路建物及び既存共同住宅で分担して、支持するものをいう。

昇降路型建物は、以下の部分により構成される。

「自立型昇降路建物」

①屋根
②シャフト
③踊場
④基礎

「一体型昇降路建物」

①屋根
②シャフト
③踊場
④基礎
⑤本体接合部（既存共同住宅踊場と昇降路踊場との接合部）

３．既存共同住宅との関係

新たに昇降路建物を設置する場合には、以下の項目について配慮する。

① 階段室型共同住宅用エレベーターを設置することにより、既存共同住宅の構造安全性を損なわないこと。
② 階段室型共同住宅用エレベーターは、既存共同住宅に対して、平面的及び立体的にバランスよく配置されていること。

４．基礎

既存共同住宅及び昇降路建物の基礎について以下の検討を行う。

①地盤調査を適切な方法により行い、階段室型共同住宅用エレベーター設置位置の地耐力が確かめられていること。

②階段室型共同住宅用エレベーターの基礎に、建築基準法・同施行令に規定する荷重及び外力によって、基礎に生じる長期及び短期の各応力を計算し、許容応力度を越えないことを確かめるとともに、基礎の底部に生じる応力度が地耐力を超えないことを確かめること。

③既存共同住宅の基礎及び新設する昇降路建物が不同沈下を生じないことを確かめること。

④直接基礎の設計に際しては、次の条件で浮き上がりなどが生じないことを確認すること。

・風荷重時に基礎下面の接地率１００を％確認する。

・C0 ＝０．２（地下震度０．１）で、基礎下面の接地率１００％を確認する。また、C0 ＝０．３（地下震度０．１５）で、基礎下面の接地率７０％以上を確認する。

・「ルート３」での設計時には、転倒しない事を確認する。

⑤一体型の場合、既存共同住宅の基礎に生じる長期及び短期の各応力度が長期及び短期の許容応力度を超えず、かつ、基礎の底部に生ずる応力度が地耐力を超えないことを確かめること。

５．「自立型昇降路建物」の構造計算

自立型昇降路建物の構造計算は、以下の項目に従って行う。

①構造計画

以下の点に留意し構造設計を行うこと。

ａ．シャフト平面に有害な変形が生じないこと。

ｂ．踊場の面内剛性が確保されていること。

ｃ．屋根の面内剛性が確保されていること。

ｄ．エレベーターの機器等を支持する部分及びそれらの接合部の安全性が確保されていること。

②構造計算は、建築基準法・同施行令に準拠すること。

ただし、地震水平力は、標準せん断力係数C0 を０．３（一次設計時）以上として求めることとする。

③耐震計算

ａ．耐震計算手順は建築基準法・同施行令第８２条の３（昭 55 建告１７９１）による「ルート２」または、令第９６～９８条（平 12 建告２４６４、平 12 建告２４６６）による「ルート３」のいずれかによる。

ｂ．C0 ＝０．３で層間変形角≦１／２００でかつ部材が許容応力度以下であることを確認すること。

ｃ．ねじれの影響を適切に考慮すること。

ｄ．必要に応じて、４５°方向の検討を行うこと。

ｅ．昇降路建物高さ（H）と幅（B）との比（以下、塔状比（H/B）という）が６を超える場合には、地震応答解析等により検討を行うこと。

④既存共同住宅と昇降路建物との間隔

既存共同住宅と、昇降路建物との間に、構造計算上必要な隙間を確保すること。地震時における既存共同住宅の水平方向の変位は、構造計算により求めること。ただし、構造計算によることが困難な場合は、建築物の基礎の上端から水平方向の変位を求める当該部分までの高さに、１／２００の値を乗じた値と見なすことができる。

６．「一体型昇降路建物」の構造計算

「一体型昇降路建物」の構造計算は以下の項目に従って行なう。

①構造計画

以下の点に留意し、構造設計を行うこと。

ａ．昇降路建物に作用する水平力が円滑に既存住宅に伝達される構造であること。

ｂ．既存共同住宅の変形に追随できる構造であること。

ｃ．シャフト平面に有害な変形が生じないこと。

ｄ．踊場の面内剛性が確保されていること。

ｅ．屋根の面内剛性が確保されていること。

ｆ．エレベーターの機器等を支持する部分及びそれらの接合部の安全性が確保されていること。

②構造計算

構造計算は、建築基準法・同施行令に準拠すること。

③耐震計算

昇降路建物を既存住宅からの突出物として計算する。ただし、既存共同住宅と昇降路建物を一体として扱う場合には、それぞれの建物の水平剛性を適切に評価し、負担水平力を決定することが出来る。特別な検討を行わない場合には、地震時水平力を１Ｇとして求めること。

また、Ｃ0＝０．３で層間変形角≦１／２００を確認すること。

④一部の通りを独立型と考える場合には、当該構面を自立型昇降路建築物として検討してよい。

７．材料及び許容応力度

材料及び許容応力度は以下による。

①使用材料及び許容応力等は、建築基準法・同施行令等の定めによること。

②既存共同住宅と「一体型昇降路建物」との接合に、あと施工アンカーを使用する場合には、既存共同住宅当該部分のコンクリート強度がＦｃ＝１５N/mm² 以上であることを確認すること。

③あと施工アンカーの許容応力度等は、・日本建築学会「各種合成構造設計指針・同解説」及び・日本建築防災協会「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針同解説」（以下「改修指針」と言う）によること。ただし、「改修指針」は、終局耐力を定めていることから、短期許容応力として、用いる場合には、必要に応じ、適切な安全率を採用すること。

８．提出図書

①（別表１）昇降路建物概要及び構造設計概要（内容については全て必ず明記する事）

②昇降路建物の構造計算書

③図面一式（縮小Ａ３版）

ａ．建築計画（エレベーターの昇降機能と昇降路建物との関係がよくわかるもの）
縮尺 1/100 程度

ｂ．建築図（平面図、立面図、断面図）　縮尺 1/100 程度

ｃ．構造計画（全体の力の流れが詳しくわかるもの）　縮尺 1/100 程度

ｄ．各階梁、柱伏図、基礎伏図、軸組図　縮尺 1/100 程度

ｅ．断面詳細図、主要構造部接合部詳細図、部材断面図　縮尺 1/20 程度

ｆ．標準基礎詳細図（許容応力度　長期 50kＮ/㎡、短期 100kＮ/㎡又は杭基礎）
縮尺 1/20 程度

ｇ．外壁等の仕上げ材と構造部材の接合部詳細図
（各部について詳しく考え方を明記）　縮尺 1/20 程度

ｈ．昇降路建物と既存建物とのｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝ部詳細図（自立型の場合）縮尺 1/20 程度

ｉ．昇降路建物と既存建物との標準的な接合部詳細図（一体型の場合）
縮尺 1/20 程度

(別表1)昇降路建物概要及び構造設計概要　（計量単位はSI単位で表記下さい）

受付番号				評価年月日	平成　年　月　日	
ﾒｰｶｰ型式番号(商品名)			階段室型共同住宅用ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ昇降路		○自立型　○一体型	
申込者						
構造設計者						
昇降路建物概要	建築面積		㎡			
	基準階床面積		㎡			
	地上階数		階			
	高さ・幅・深さ	軒の高さH	m			
		基準階階高	m			
		1階階高	m			
		昇降路構造幅	長辺(既存建物の桁方向)Lx m		短辺(既存建物のはり間方向)Ly m	
		塔状比	H/Lx=		H/Lx=	
		基礎底深さ	G.L.　m			
	地盤	許容応力度	長期　50kN/㎡、　短期　100kN/㎡			
構造設計概要	基礎構造	地業形式	基礎			
		基礎構造	基礎			
		最大接地圧	最大接地圧　長期　kN/㎡、　短期　kN/㎡			
		材料	鉄筋コンクリート			
	主体構造	構造上の特色				
		骨組形式種別	階	長辺方向		短辺方向
				構造種別	架構種別	構造種別	架構種別
			基準階	造	構造	造	構造
			最下階	造	構造	造	構造
		耐力壁ブレースその他	階	長辺方向		短辺方向	
			基準階	構造		構造	
			最下階	構造		構造	

<table>
<tr><td rowspan="11">構造設計概要</td><td rowspan="6">主体構造</td><td colspan="2">柱・はり・壁・ブレース等の断面材料</td><td colspan="4">鉄骨　・柱
・大梁
・ブレース

鉄筋
コンクリート</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">接合部</td><td>柱・はり</td><td colspan="3">仕口部:　　現場接合部:</td></tr>
<tr><td>ブレース</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">床構造</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">屋根構造</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非耐力壁</td><td>外壁</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">準拠基（規）準</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="9">一次設計</td><td rowspan="3">積載荷重</td><td></td><td>床面(N／㎡)</td><td>架構用(N／㎡)</td><td colspan="2">地震用(N／㎡)</td></tr>
<tr><td>最上階</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>基準階</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">積雪荷重</td><td>多雪区域指定</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>最深積雪量</td><td colspan="5">cm</td></tr>
<tr><td>単位積雪量</td><td colspan="5">N／㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地震時重量</td><td></td><td colspan="3">重　量（kN）</td><td colspan="2">分布重量(kN／㎡)</td></tr>
<tr><td>最上階</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>基準階</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>最下階</td><td colspan="3"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">地震力</td><td>地域係数 Z</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>地盤周期 Tc</td><td colspan="2">秒</td><td>地盤種別</td><td colspan="2">第　種</td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計用一次固有周期 T</td><td>長辺方向</td><td>秒</td><td rowspan="2">計算法</td><td colspan="2" rowspan="2">T＝　h</td></tr>
<tr><td>短辺方向</td><td>秒</td></tr>
</table>

構造設計概要	一次設計	地震力	振動特性係数 RT	長辺方向						
				短辺方向						
			せん断力分布係数 Ai		最下階	基準階 min	基準階 max	最上階		
				長辺方向						
				短辺方向						
			標準せん断力係数 Co	長辺方向	一次設計用		二次設計用			
				短辺方向						
			地下部分の水平震度							
			設計用せん断力係数		最下階	基準階 min	基準階 max	最上階		
				長辺方向(X方向)						
				短辺方向(Y方向)						
			一次設計用地震力分担率(%)	長辺(X)方向 ラーメン						
				長辺(X)方向 ブレース						
				短辺(Y)方向 ラーメン						
				短辺(Y)方向 ブレース						
					長辺方向(X方向)(既存建物の桁方向)		短辺方向(Y方向)(既存建物のはり間方向)			
					階	値	階	値		
			最大層間変位(cm)		F		F			
			層間変形角(max)		F		F			
			全体変位(cm)							
			全体変形角							
			転倒モーメント(kN・m)							
			引抜力の処理							
		風圧力	16m以下の部分	速度圧 q						
			16mを超える部分	速度圧 q						
			地盤面からの高さ h		m					
			風力係数 C		風上側		風下側			
			風速V_0(m/秒)		m/秒 以下					
			地盤面粗度区分(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ)							
					長辺方向(X方向)(既存建物の桁方向)		短辺方向(Y方向)(既存建物のはり間方向)			
					階	値	階	値		
			最大層間変位(cm)		F		F			
			層間変形角(max)		F		F			
			転倒モーメント(kN・m)							
			引抜力の処理							
		応力計算法		鉛直						
				水平						

構造設計概要

一次設計

	水平震度	風力係数	コメント
屋上突出物の設計			
外壁の設計			
屋根の設計			
設備等の設計			

二次設計

	長辺(X)方向		短辺(Y)方向	
	階	値	階	値
最大層間変位（cm）	F		F	
層間変形角（max）	F		F	
剛性率（min）	F		F	
偏心率（max）	F		F	
全体変位（cm）				
全体変形角				
保有耐力計算 解析法				
保有耐力計算 メカニズム				

	階	値	階	値	階	値	階	値
構造特性係数 Ds								
形状係数 Fes								
保有水平耐力 Qu ※1								
必要保有水平耐力 Qun								
Qu／Qun ※1								

保有耐力時地震力分担率（%）		最下階	基準階 min	基準階 max	最上階
長辺方向	ラーメン				
短辺方向	ブレース				

基礎の浮き上がり

		接地率 %	最大接地圧 kN／㎡
Co＝0．2（地下部分の震度0.1）	長辺方向	%	
	短辺方向	%	
Co＝0．3（地下部分の震度0.15）	長辺方向	%	
	短辺方向	%	

その他

・主要部材の接合部は保有耐力接合の計算を行うこと。
・エレベーターから構造躯体へ加わる応力を明確にすること。

※1　層間変位が1／100より大きくなっている場合は1／100の時の値を記入して下さい。

[一体型昇降路建物に適用]

			地震力算定用重量 Wi （kN）	水平震度	風圧力（kN）	接続する階	伝達すべき設計応力	接合部の断面・材料
既存建物との接続部の設計	X方向・伝達応力	RF					M＝ kNm N＝ KN Q＝ kN	既存建物との標準的な接合部の断面、材料を記入して下さい。 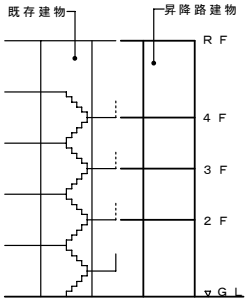
		4F					M＝ kNm N＝ KN Q＝ kN	
		3F					M＝ kNm N＝ KN Q＝ kN	
		2F					M＝ kNm N＝ KN Q＝ kN	
		計						
	Y方向・伝達応力	RF					M＝ tm N＝ t Q＝ t	
		4F					M＝ tm N＝ t Q＝ t	
		3F					M＝ tm N＝ t Q＝ t	
		2F					M＝ tm N＝ t Q＝ t	
		計						